

(案)

資料17

区域計画の変更の認定申請書

令和7年 月 日

内閣総理大臣 殿

仙台市国家戦略特別区域会議

令和7年3月7日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」中、「テレワークの普及を促進するための「仙台テレワークサポートデスク」の設置」を変更する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 17 別紙

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 5 月 29 日
仙台市国家戦略特別区域会議

1～3 略

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1)～(5) (略)

(6) 事項：テレワークの普及を促進するための「仙台テレワークサポートデスク」の設置【仙台テレワークサポートデスクの廃止により、令和 7 年 9 月 30 日をもって削除予定】

内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台テレワークサポートデスク」（以下「テレワークデスク」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 2 年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び
仙台市

ii) 設置場所：（公財）仙台市産業振興事業団内（仙台市青葉区中央 1 丁目 3 番 1 号）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。

iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・テレワーク導入に係る相談窓口設置
- ・テレワーク導入に係る既存 IT サービスの情報提供
- ・テレワーク導入に係る新規システム開発及び技術的課題に対する検討サポート
- ・テレワーク導入補助金の案内
- ・テレワーク体験機会の提供
- ・テレワーク導入希望企業向けの説明会やテレワーク関連イベントの開催

以下 略

新旧対照表

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1～3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1)～(5) (略) (6) 事項：テレワークの普及を促進するための「仙台テレワークサポートデスク」の設置【<u>仙台テレワークサポートデスクの廃止により、令和7年9月30日をもって削除予定</u>】 内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台テレワークサポートデスク」（以下「テレワークデスク」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】 i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び仙台市 ii) 設置場所：（公財）仙台市産業振興事業団内（仙台市青葉区中央1丁目3番1号） iii) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。 iv) 事業内容：テレワークデスクが実施する主な事業は、以下のとおり。 ・テレワーク導入に係る相談窓口設置 ・テレワーク導入に係る既存ITサービスの情報提供 ・テレワーク導入に係る新規システム開発及び技術的課題に対する検討サポート ・テレワーク導入補助金の案内 ・テレワーク体験機会の提供 ・テレワーク導入希望企業向けの説明会やテレワーク関連イベントの開催 以下 略	1～3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1)～(5) 略 (6) 事項：テレワークの普及を促進するための「仙台テレワークサポートデスク」の設置 内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台テレワークサポートデスク」（以下「テレワークデスク」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】 i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び仙台市 ii) 設置場所：（公財）仙台市産業振興事業団内（仙台市青葉区中央1丁目3番1号） iii) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。 iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。 ・テレワーク導入に係る相談窓口設置 ・テレワーク導入に係る既存ITサービスの情報提供 ・テレワーク導入に係る新規システム開発及び技術的課題に対する検討サポート ・テレワーク導入補助金の案内 ・テレワーク体験機会の提供 ・テレワーク導入希望企業向けの説明会やテレワーク関連イベントの開催 以下 略